

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者の専決処分事項の指定について

平成27年4月24日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、管理者において専決することができる事項を下記のとおり指定する。

記

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額以下である法律上本組合の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

- (1) 交通事故による場合 自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額に免責金額を加えた額
- (2) 交通事故以外による場合 1件100万円以下のもの

**附 則**

この専決処分の指定は、議決の日から施行する。

